会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年四月九日
掲載頁　五十八頁（号外第七十六号）
平成二十六年四月三日
東京都中央区日本橋本町三丁目一一番五号
（甲）マルサン長谷川株式会社
代表取締役　畑　翼
東京都港区赤坂二丁目一一番一五号
（乙）合同会社ＭＨインベストメント
代表社員　ランブラス・キャピタル株式会社
職務執行者　山本　顕三

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年四月三日
東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号イタリア文化会館ビル四Ｆ・ＫＳフロア
合同会社エスエフ
代表社員　北野　隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月三日
東京都新宿区高田馬場三丁目二四番一一号
三〇二一　早稲田インベストメント合同会社
代表社員　神田　博司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月七日であり、組織変更後の商号はインフィニティ・トラスト株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月三日
京都市上京区仁和寺街道六軒町西入四番町
一二二番地一ディオ・フェルティ北野東五〇三号
合同会社ＫＭＲ
代表社員　木村　公英

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月十八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月三日
東京都杉並区上荻一丁目二番一号インテグラルタワー一八階
株式会社コスパクリエーション
代表取締役　上田敬太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年四月三十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月三日
神奈川県藤沢市桐原町三番地
株式会社アイメス
代表取締役　塚元　啓一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月十八日を基準日と定め、同日十一時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年四月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月三日
静岡県藤枝市若王子七〇五番地の二
株式会社藤枝ＭＹＦＣ
代表取締役　小山　淳

限定承認公告

本籍岐阜県不破郡垂井町新井三八四番地、最後の住所岐阜県不破郡垂井町府中一八四番地
被相続人　亡　古山　豊久

右被相続人は平成二十五年十月二日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十六日岐阜家庭裁判所大垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日
岐阜県不破郡垂井町府中一八四番地
限定承認者　古山　秀樹

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市昭和区五軒家町三三番地六、最後の住所愛知県名古屋市昭和区五軒家町三三番地の六
被相続人　亡　松下　隽

右被相続人は平成二十五年九月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十四日、名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日
愛知県名古屋市昭和区五軒家町三三番地の六
限定承認者　松下　葉子

限定承認公告

本籍和歌山県新宮市千穂二丁目九九三番地、最後の住所京都市伏見区小栗栖中山田町五四番地五府営住宅小栗栖西団地三七―一〇一
被相続人　亡　永田　哲也

右被相続人は平成二十六年一月三日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日
京都市西京区大原野東境谷町一丁目一番七―一一〇四
相続財産管理人　鈴木美也子

限定承認公告

本籍京都府京丹後市久美浜町浦明一四一七番地、最後の住所東京都港区東麻布一丁目八番八号ツチヤビル三〇一
被相続人　亡　森口　琢磨

右被相続人は平成二十五年九月十日頃死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日
大阪府堺市堺区今池町六丁五―三三―一二〇一
相続財産管理人　和泉婦美子

限定承認公告

本籍大阪府堺市西区浜寺諏訪森町東三丁二六七番地二、最後の住所大阪府堺市西区浜寺諏訪森町東三丁二六七番地二
被相続人　亡　越智　清介

右被相続人は平成二十五年九月九日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十七日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に左記相続財産管理人代理人弁護士まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日
兵庫県明石市上ノ丸二丁目二番二六号
相続財産管理人　藤原　章子
神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所
右相続財産管理人代理人弁護士
上谷　佳宏

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千九百二十二万五千五百八十三円減少し金十八億四十三万三百十八円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月二十七日
掲載頁　八十九頁（号外第六十六号）
平成二十六年四月三日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
タイト・バインディング特定目的会社
取締役　山本　祐紀

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　四月三日付第七六号六四ページ
―ジ●同日付政府調達第六一号二四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部（配送料別）一四〇円（本体一三〇円）